

告示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和五年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

種類	名称及び員数	所在地	所有者（管理者）
彫刻	木造飛天像 一躯	埼玉県秩父市中町二十五番十二号	札所十四番護持会
彫刻	木造釈迦如来坐像 一躯	埼玉県児玉郡美里町大字甘粕三百九十四番地	宗教法人多宝寺
考古資料	前原遺跡玉作工房関係遺物 五十五点	埼玉県熊谷市船木台四丁目四番地一	埼玉県
考古資料	反町遺跡玉作工房関係遺物 百七十二点	埼玉県熊谷市船木台四丁目四番地一	埼玉県
考古資料	反町遺跡玉作工房関係遺物 一点	埼玉県東松山市大字下野本五百二十八番地一	東松山市（東松山市教育委員会）